## 保険仲立人保証金規則 平成八年法務省·大蔵省令第三号

《MALL DOCK!! DOCK!! (現) を次のように定める。 保険仲立人保証金保険業法(平成七年法律第百五号)第二百九十

(権利の実行の申立ての手続)

第二条 令第四十三条第二項に規定する権利の申第二条 令第四十三条第二項に規定する権利の申

(仮配当表の作成等)

(意見聴取会の開催) 仲立人への通知をすることを要しない。 仲立人への通知をすることを要しない。 2 金融庁長官は、保険仲立人の事務所の所在地

第四条 令第四十三条第四項の規定による権利の第四条 令第四十三条第一項の規定はるる権利の実行の申出をした者又は前条第一項に規定する保険の申出をした者又は前条第一項の規定はよる権利の実行中立人若しくは受託者(以下これらの者を「関が議権」の第二条第四項の規定による権利の第四条 令第四十三条第四項の規定による権利の

**五条** 義長す、必要があると認めるときな、学会における陳述に代えることができる。 できないときは、口述書を提出して、意見聴取

他の必要な事項について指示をすることができ第六条 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述、証拠の提示そのと認めるときは、議事を整理するため必要があると認めるときは、覚聴

る。 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必と 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必と は不穏な言動をする者を退去させることができ

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意新七条 議長は、必要があると認めるときは、意味を延期し、又は続行することができた。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、か次回の期日及び場所を定め、これを公示し、から、第三条 議長は、必要があると認めるときは、意

険仲立人への通知について準用する。 2 第三条第二項の規定は、前項の規定による保

事項を記載した調書を作成しなければならな事項を記載した調書を作成しなければならな

一意見聴取会の事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

四 出席した関係人の氏 三 議長の職名及び氏名

一 その他の出席者の氏名四 出席した関係人の氏名及び住所

六 陳述された意見の要旨 五 その他の出席者の氏名

の標目 (人) 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠

第九条 関係人は、前条の調書を閲覧することが九 その他議長が必要と認める事項

(配当の実施の順序)

できる。

第十条 第三条第一項に規定する保証金のうち第十条 第三条第一項に規定する保証金につき先は、当該保険仲立人が供託した保証金につき先に配当を実施しなければならない。

得ない理由により意見聴取会に出席することが| 七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二係人」と総称する。) は、病気その他のやむを| 託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十仲立人若しくは受託者(以下これらの者を「関| 第十一条 金融庁長官は、配当の実施のため、供

ま式により作成した証明書を交付しまにより作成した証明書を交付しまに、配当を受けるべき者に供託規則までより作成した支払委託書を供託所に送付

3 第三条第二頁の見とは、前頁の見どこよるを供託した受託者に交付しなければならない。四項の規定により当該保証金の全部又は一部を証金に係る保険仲立人及び法第二百九十一条第該支払委託書の写しを当該配当の対象となる保

準用する。
準用する。
準用する。

(保証金の取戻し)

第十二条 法第二百九十一条第一項、第四項又は となる書面を添付して、これを金融庁長官に提び法第二百九十一条第十一項の指定に関し参考 取戻しをすることができることを証する書面及 た別紙様式第三号により作成した承認申請書に 株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第 取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをし 認を受けようとするときは、取戻しの事由及び百九十一条第十項の規定により金融庁長官の承 う。) は、当該保証金の取戻しについて法第二 みなされる保険仲立人を含む。次条第一項から 五条第三項の規定の適用がある場合にあって 第八項の規定により保証金を供託した者(第十 出しなければならない。 替国債」という。)を含む。以下同じ。)の名 記録により定まるものとされる国債(以下「振 七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は ようとする有価証券(その権利の帰属が社債、 第三項まで及び第六項において「供託者」とい は、同項の規定により保証金を供託したものと の銘柄、金額等とする。以下同じ。)を記載し 称、枚数、総額面等(振替国債については、そ

2 金融庁長官は、前項の承認をしようとすると 2 金融庁長官は、前項の承認をしようとするとない一定の期間内に申出をしないときは配当手 と及びその期間内に申出をしないときは配当手 と及びその期間内に申出をしないときは配当手 と及びその期間内に申出をしないときは配当 の旨を当該保証金に係る保険仲立人及び受託者 に通知しなければならない。

険仲立人への通知について準用する。
3 第三条第二項の規定は、前項の規定による保

一 紙様式第四号により作成した申出書に権利を有- 4 第二項の権利の申出をしようとする者は、別

こう 『き四一三代写四頁』の等人頁とで女が等三紀 庁長官に提出しなければならない。 することを証する書面を添付して、これを金融

5 の申立てをした者、同条第二項」とあるの 用する令第四十三条第四項」と、同条第二項中 四項」とあるのは「第十二条第五項において準 第二項」と、第四条第一項中「令第四十三条第 条第五項において準用する令第四十三条第四 中「令第四十三条第四項」とあるのは「第十二 条第八項中「権利の実行に必要があるときは」 五項」とあるのは「第四項及び第五項」と、 項」と、同条第七項中「第二項、第四項及び第 成八年法務省・大蔵省令第三号)第十二条第二 この場合において、令第四十三条第四項中 条から第十一条までの規定は、第二項の期間内 項」と、「同条第二項」とあるのは「第十二条 の実行に必要があるときは」と、第三条第一項 二項に規定する権利の申出があった場合の権利 とあるのは「保険仲立人保証金規則第十二条第 に権利の申出があった場合について準用する。 「第十二条第二項」と読み替えるものとする。 「令第四十三条第一項の規定による権利の実行 一項」とあるのは「保険仲立人保証金規則 令第四十三条第四項から第八項まで及び第三 第 宷 同

6 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、 6 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、 5 第二百九十一条第十一項の規定により保証金 を取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定したときは、当該取 戻しを承認する旨の証明書中第二面について 戻しを承認する旨の証明書中第二面について 戻しを承認する旨の証明書中第二面について 戻しを承認する旨の証明書の規定により保証金 ができる保証金の額を指定したときは、当該取 戻しを承認する旨の証明書の規定により保証金 を取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定したときは、当該取 に、その時期が到来したとき(その時期が到来 したときに令第四十三条に規定する権利の実 したときに令第四十三条に規定する権利の実 たとき)にこれを交付する。

(保証金の保管替え等)

有 その最寄りの供託所に変更があったときは、遅別 たる事務所の所在地について変更があったため る供託者は、当該保証金に係る保険仲立人の主保 第十三条 金銭のみをもって保証金を供託してい

滞なく、金融庁長官にその旨を届け出なければ

- 2 該届出をした供託者に交付しなければならな を除き、当該保証金についての供託書正本を当 しくは次条の取戻しの手続がとられている場合 令第四十三条に規定する権利の実行又は前条若 金融庁長官は、前項の届出があったときは
- 3 えの手続の終了後、遅滞なく、別紙様式第六号前項の保管替えを請求した者は、当該保管替 最寄りの供託所への保証金の保管替えを請求し なければならない。 を予納して、所在地の変更後の主たる事務所の 当該保証金を供託している供託所に対し、費用 より供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、 第一項の届出をした供託者は、前項の規定に
- なければならない。 内訳書を添付して、金融庁長官にこれを提出し 号)第二百二十一条第三項に規定する保証金等 び保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五 五第三項の規定により交付された供託書正本及 により作成した届出書に供託規則第二十一条の 3 2
- ければならない。 管証書を当該保管替えを請求した者に交付しな 託書正本を受理したときは、その供託書正本保 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供
- 券又は金銭及び有価証券をもって保証金を供託法第二百九十一条第九項の規定により有価証 に供託しなければならない。 在地の変更後の主たる事務所の最寄りの供託所 は、遅滞なく、当該保証金と同額の保証金を所 たためその最寄りの供託所に変更があったとき している供託者は、当該保証金に係る保険仲立 人の主たる事務所の所在地について変更があっ
- 承認の申請をすることができる。 寄りの供託所に供託している保証金の取戻しの官に対し、所在地の変更前の主たる事務所の最 前項の規定により供託をした者は、金融庁長 2
- 8 申請書を金融庁長官に提出しなければならな を記載した別紙様式第七号により作成した承認 しようとする有価証券の名称、枚数、総額面等 び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しを 承認の申請をしようとするときは、その事由及 第六項の規定により供託をした者は、前項の 4 3
- 9 の取戻しの手続について準用する。 前条第六項本文及び第七項の規定は、第七項 この場合に

おいて、同条第六項本文中「第一項の承認をし 請に係る承認を受けた者」と読み替えるものと を受けた者」とあるのは「第十三条第七項の申 様式第八号」と、同条第七項中「第一項の承認 は」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別紙 の申請に係る保証金の取戻しを承認したとき たときは」とあるのは「第十三条第七項の承認

(保証金の差替え)

第十四条 法第二百九十一条第九項の規定により らかじめ、当該有価証券に代わる保証金の供託 ればならない。 及び取戻しをしようとする有価証券の名称、枚 証券に代わるものとして供託した供託物の内容 券の取戻しの承認の申請をすることができる。 作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなけ 数、総額面等を記載した別紙様式第九号により をしたときは、金融庁長官に対し、当該有価証 有価証券を供託している者は、当該有価証券に ついてその償還期が到来した場合において、あ 前項の承認の申請をしようとする者は、有価

紙様式第十号」と、同条第七項中「第一項の承きは」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別 申請に係る承認を受けた者」と読み替えるもの 認を受けた者」とあるのは「第十四条第一項の 合において、同条第六項本文中「第一項の承認 とする。 承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したと をしたときは」とあるのは「第十四条第一項の 一項の取戻しの手続について準用する。この場 第十二条第六項本文及び第七項の規定は、第

(有価証券の換価)

第十五条 金融庁長官は、令第四十三条第八項 有価証券に代わる供託金として供託しなければ 換価代金から換価の費用を控除した額を、当該 書二通を供託所に提出しなければならない。 還付を受けようとするときは、供託物払渡請求 。)の規定により有価証券を換価するためその ならない。 (第十二条第五項において準用する場合を含む 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、

- 保険仲立人が供託したものとみなす。 項の規定により還付された有価証券を供託した 前項の規定により供託された供託金は、 第一
- 通知しなければならない ときは、その旨を前項に規定する保険仲立人に 金融庁長官は、第二項の規定により供託した

第十六条 ることによって行う。

第十七条 この規則に定めるもののほか、保険仲 立人に係る保証金の供託及び払渡しについて

から施行する。

旦

(平成十年六月二十二日) から施行する。 この命令は、金融監督庁設置法の施行の日

法務省令第一号) 則 (平成一二年六月二六日総理府

る。

(平成一二年一○月一○日総理

務省令第五号)

この命令は、内閣法の一部を改正する法律

この省令は、公布の日から施行する。 (平成一五年九月二五日内閣府

この命令は、平成十五年十月一日から施行す

(公示等)

及び第七条第一項(これらの規定を第十二条第 第五項(これらの規定を第十二条第五項におい 十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載す 五項において準用する場合を含む。)並びに第 て準用する場合を含む。)並びに第三条第一項 令第四十三条第二項並びに第四項及び 2 律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行

る者の負担とする。 じ、当該金額を限度として、当該払渡しを受け戻しの手続によって払渡しを受ける金額に応 含む。)の換価の費用を除く。)は、還付又は取 八項(第十二条第五項において準用する場合を 前項の規定による公示の費用その他の保証金 払渡しの手続に必要な費用(令第四十三条第

(供託規則の適用)

は、供託規則の手続による。

この省令は、法の施行の日(平成八年四月一

法務省・大蔵省令第一号) (平成一○年六月一八日総理府

この命令は、平成十二年七月一日から施行す

府·法務省令第二号)附 則 (平成一二年

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 務省令第一号) 則 (平成一五年一月六日内閣府·法 伞

る。 法務省令第四号)

法務省令第一号: (平成一七年二月一〇日内閣府

1 この命令は、平成十七年三月七日から施行す

(施行期日)

る

(経過措置)

命令の施行後も、 できる。 この命令による改正前の様式の用紙は、この なお当分の間使用することが

法務省令第二号) 則 (平成一八年三月一〇日内閣府·

この命令は、保険業法等の一部を改正する法

附 則 (平成二〇年二月八日内閣府・法

この命令は、平成二十年二月二十五日から施 務省令第一号)

務省令第二号) 則 (平成二〇年七月四日内閣府・法

(施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の う。)の施行の日(以下「施行日」という。)か等の一部を改正する法律(以下「改正法」とい 合理化を図るための社債等の振替に関する法律 ら施行する。

務省令第二号) 則 (令和元年六月二四日内閣府・法

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日) この命令は、不正競争防止法等の一部を改正 から

法務省令第二号: 則 (令和二年一二月二三日内閣府・

この命令は、公布の日から施行する 則 (令和三年六月三〇日内閣府· 法

年十一月一日)から施行する。 販売等に関する法律等の一部を改正する法律 の利便の向上及び保護を図るための金融商品の し、第十三条の規定は、金融サービスの利用者 (令和二年法律第五十号) の施行の日 この命令は、公布の日から施行する。

a tom
(総数上の体型)
、長を改めた者においては、対長(佐沢基本が搬送地行令(相称に中央令第322号)第
30 参の13 に現定する出長をいう。)及び名を「長毛」業に居従書で伴れて記載すること ができる。

1 報報がの向や、名称文は54名及び担所 2 報報報 3 報報を上の回泊とも参考 4 その参参考となる参唱 (中立ての対象となった経験中之人) 1 型総券や・型棒や月日 2 前り、名称文は近名 3 日本

2 報報等の務务、条件文出式を及び信所 2 報報 2 報報 4 その参参学となる参写 (中立ての対象となった経験特定人) 1 芝参参等・翌鮮年月日 2 前号、条件文は元名

3 包括 (配配上の記型) 系を含めた他にいては、世形(信託集的機能能行う(指針に外収を確立と等)等 対 命のはに規定でお明えないう。及びあた 代末。側に採集者で押せて記載すること かできる。

氏及び名のみを記載することができる

(日本経典院和人)
(日本経典院
(日本経典院
(日本経典院)
(日本経典院院)
(日本経典院)
(日本経

条第1項第1号の地定による協助等に対抗。信託基本が構造物件を (開発は物金を整定と 等限制率の対比域をする拡大をいう)及び水を停せて設定した例にした例については、 これらの書類に設定した同様担抗及び水を受更する旨を掲げ出るよっで同、行名、機に 精致拡大な水を必須添すで物でで放散し、次は1時担抗及び水の水を返散することができる。